

広島中央環境衛生組合監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和2年度定例監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表する。

令和2年10月30日

広島中央環境衛生組合監査委員	水	戸	晃
同	越	田	賢一
同	岡	田	育三

# 定例監査結果報告書

## 第1 監査の対象

課名	主要科目	対象期間
業務4課	需用費(燃料費、光熱水費、修繕料)、委託料	令和元年度(平成31年度)(令和2年5月末現在)
施設整備課	旅費、委託料、工事請負費、補助金	令和元年度(平成31年度)(令和2年5月末現在)

## 第2 監査の実施期間

令和2年8月4日から令和2年8月24日まで

## 第3 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか及び条例、規則等に則り効率的、有効的に執行されているかを主眼として、関係資料の検査・照合により審査するとともに、関係職員からの説明聴取により実施した。

## 第4 監査の結果

監査の結果、事務の一部に形骸化が見られるなど、次のとおり改善・検討を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務処理に努められたい。

なお、その他の事務については関係法令等に従いおおむね適正に執行されていた。軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査実施時に口頭で指摘した。

### 【業務4課】

#### 1 契約事務

- (1) 提出された書類について日付や住所が誤って記載されたものがあつた。また、仕様書に定めた書類の提出が漏れていたものがあつた。提出を受けた際は仕様書に基づいた書類の提出を受けているか、不備等が無いかを確認し、修正が必要な場合は速やかに修正をさせるなど、適正な手続きとなるようにされたい。
- (2) 修繕の起案において、決裁日及び施行日の記載のないものがあつた。文書事務取扱規程に基づき適正な事務処理に努められたい。
- (3) 単価契約において、仕様書で定めた書類の提出を受けていないものがあつた。業務委託が仕様書のとおり実施されているかを確認し、仕様書に基づいた書類の提出を受けるようにされたい。また、仕様書に定めた書類ではなく、実際に提出を受けている書類で問題がないのであれば、仕様書の見直しも検討されたい。
- (4) 契約保証金の免除において、実績に基づき免除していたが、確認の資料が不十分なものがあつた。契約規則等に基づき、適正な事務処理となるようにされたい。

#### 2 予算の執行状況

- (1) 財務伝票において、確認日と支払日が逆転するなど不備があるものがあつた。適正に作成及び処理するようにされたい。

- (2) 財務伝票において、検査調書の作成が必要な金額であったが、添付されていないものがあつた。検査調書作成基準等に基づき、適正な事務処理となるようにされたい。

#### 【施設整備課】

##### 1 契約事務

- (1) 提出された委託業務の報告書を確認したところ、日付等に誤りがあるものがあつた。報告書は履行を確認する書類であるので、記載内容について不備等がないか確認するようにされたい。
- (2) 提出された工事費の明細を確認したところ、内訳金額に誤りがあるものがあつた。合計は一致していたが、数字の信頼性に疑義がでてくるので、計算誤り等がないか確認するようにされたい。
- (3) 契約約款において、記述に矛盾が感じられるものがあつた。トラブルの原因となるので、契約約款の作成時には内容をよく吟味するようにされたい。
- (4) 協定書に基づき実施する事業に対する補助金において、協定書に記載はあるが、組合が負担する事業なのか不明瞭なものがあつた。組合が負担するものについて客観的に判断できるようにされたい。

##### 2 予算の執行状況

- (1) 財務伝票を確認したところ、決裁区分を誤っているものがあつた。職務権限規程に基づき、必要な決裁を受けるようにされたい。

## 第5 監査意見

契約事務において、仕様書に定めた書類の提出漏れや提出書類の不備があつた。業務が仕様書と一致しているか、提出された書類に不備がないかを確認すれば判明することであるので、調査員などが定期的に確認をするように努められたい。

周辺地域振興事業の補助金は地元との協定に基づく事業に対して支出しているが、協定書に記載されている内容と組合が補助を実施する事業との関連性が弱いものがあつた。補助を実施するにあたり、協定書の内容と事業との関連性をよく吟味して補助を決定するようにされたい。

今回の定期監査においても、決裁区分の誤りが見受けられた。安易な前例踏襲等によらず、職務権限規程などで確認し、適正な事務処理となるように努められたい。

当組合は、住民の日常生活にとって必要不可欠な一般廃棄物処理施設の設置、管理及び運営をしている。周辺住民との円滑な関係を維持しつつ、今後とも、事務の執行が法令に適合し、正確であり、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、組合運営の合理化に努められたい。